

| 変更案 | 現行 |
|--|---|
| <p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>令和2年●月●日</u>から施行する。</p> | <p>付 則 (施行期日) 1 この基準は、<u>平成31年2月1日</u>から施行する。</p> |
| <p><u>(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置)</u> 3 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある場合において、免除すべき放送受信契約の範囲、免除の期間等につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものは、放送受信料の免除の対象とする。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |